

1. 事業計画の基本方針

我が国の農業は、担い手不足や高齢化による労働力の減少を補う機械化への投資や輸入資材の高騰による経費の增高に加え、人口減少に伴う国内市場の縮小及び輸入農畜産物との競争による価格低迷、さらに昨年来の新型コロナ禍により外食産業等を中心に農畜産物の販売高は激減し、特に本道が主産である米、砂糖、生乳などの需要の落ち込みが著しく、以前にも増して厳しい状況にあります。

さらに、近年は予期せぬ大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、農業者の経営努力だけでは避けることはできないリスクへのセーフティネットがより一層求められています。

このような状況の中、N O S A I は制度発足以来 70 年以上に亘り自然災害等のリスクから農家経営を支えてきた農業共済事業（以下「農業共済」と称します）と、平成 30 年に施行された品目にとらわれず自然災害や価格低下などあらゆるリスクから農業販売収入の減少を補償する農業経営収入保険事業（以下、「収入保険」と称します）の 2 本のセーフティネットでその機能を遺憾なく発揮し、農業者の経営安定に取り組んでまいりました。

本道の農業共済団体は、平成 29 年度に事業規模点数を 100 万点以上とする全道 5 組合体制を築いたものの、「農業共済団体等における 1 県 1 組合の取組の推進について」（平成 22 年 11 月 5 日付農林水産省経営局長通知）に基づく行政指導により、全国的に組織再編が加速したこと、また共済金支払に十分な対応ができるよう、財務基盤の強化と一層の効率化を図るため、4 年間の検討を経て令和 4 年 4 月 1 日に道内 5 組合が合併し、「北海道農業共済組合」（以下、「新組合」と称します）を設立致しました。

今後は新組合の円滑な運営に向け、旧組合・連合会業務の引継ぎを速やかに完了し、新組合の機能を十分に発揮していくため、ガバナンス強化によるコンプライアンス態勢の確立を図るとともに、農業共済綱領に掲げる「いつも農家のことを考えて働く」を第一に組合員との接点を大切にしながら、適切な事業を推進していくこととします。さらに、職員教育の実践並びに人事評価制度の導入により職員の人材育成に努めながら、規律性と活力ある職場風土を構築し、組合員へのサービス向上を図ります。

また、全国運動「安心の未来」拡充運動に呼応し、広報・広聴活動の強化を図り、全ての農業者にセーフティネットを提供するため、農業共済及び収入保険（以下「農業保険」と称します）への加入促進に役職員が一丸となって取り組みます。

なお、合併初年次に係る組織運営の課題としては、①旧組合ごとに設定している賦課金・診療諸料金等、②業務量等に応じた職員の適正配置、③損害防止事業の展開が挙げられます。何れの課題も組織運営の効率化・合理化を前提に、新組合の 5 年、10 年先を見通した中長期計画を早期に策定し、財務状況等を見極めた上で計画的に対応してまいります。

以上のことと踏まえ、新組合においては、次の事項を柱として取り組みます。

- ① 農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充
- ② 農業保険の適正実施
- ③ 損害防止事業の効果的実施
- ④ コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備
- ⑤ 組織運営基盤の強化
- ⑥ 合併に伴う諸課題への対応

(1) 農業保険の加入率向上によるセーフティネットの拡充

農業保険への加入要件を整理した農業者リストの作成を行うとともに、セーフティネットの拡充に向けて、農業者に対して制度の仕組みや改正内容等を十分に説明し、継続引受の完全確保と新規引受の拡大を図ります。

また、未加入要因の緻密な分析による加入推進方策の構築と加入意思の全戸確認を実施するとともに、地区別懇談会及びNOSAI部長会議等を通じ、農業保険の理解の浸透を図ります。

なお、JA等関係機関と密接な連携を図り、情報交換を積極的に進めながら農業保険を円滑に推進する協力体制を築きます。

ア. 農作物共済

- ① 補償の充実を図るため、水稻品質方式及び全相殺方式への移行及び最高補償割合・最高金額の選択を勧めます。
- ② 一筆方式が廃止となり、白色申告関係書類による水稻全相殺方式への加入が可能となったことから、一筆・半相殺方式から全相殺方式への移行を積極的に勧めます。

イ. 家畜共済

- ① 死亡廃用共済と疾病傷害共済の同時加入を推進します。また、将来に亘って安定的に継続加入できるよう疾病傷害共済においては十分な共済金額を確保し、補償の充実を図ります。
- ② 低加入率の肉用牛及び豚については、災害が発生しても事業が継続できるよう、日頃のリスク全般の備えとして、事故除外方式等農業者のニーズに沿った加入方式を提案し、加入率の向上を目指します。

ウ. 果樹共済

- ① 栽培実態及び面積を的確に把握し、りんごについては令和3年度を以て半相殺減収暴風雨・ひょう害方式が廃止となったことから、令和4年産半相殺減収総合短縮方式の推進を行うとともに、令和4年度より責任を開始する令和5年産半相殺減収総合一般方式、地域インデックス方式及び新た

に開始する全相殺減収方式並びに樹体共済の加入を、ぶどうについては、令和4年度より責任を開始する令和5年産災害収入共済方式及び新たに開始する全相殺減収方式並びに樹体共済の加入拡大を図ります。

- ② 青色申告を実施している農業者に対しては補償割合の高い収入保険への加入を推進し、白色申告者に対しては、果樹共済の加入を推進するとともに青色申告への移行を進めます。

エ. 畑作物共済

- ① 補償の充実を図るため、「小豆・いんげん全相殺方式」への移行と最高補償割合・最高金額の選択を勧めます。
- ② 継続加入者の加入を維持するとともに、加入率の低い地区については、個別推進の実施等により、新規加入の拡大を図り、加入率向上を目指します。

オ. 園芸施設共済

- ① 有資格者及び棟数を的確に把握し、制度改正による補償拡充及び集団加入割引等を積極的にPRし、新規引受の拡大及び継続引受の完全確保を図ります。
- ② 復旧費用及び撤去費用に加え、付保割合の追加特約及び小損害不填補特約等、農業者個々のニーズに沿った加入方式を提案し、制度の一層の普及に努めます。

また、施設内農作物加入者で青色申告を実施している加入者に対しては、収入保険への移行を勧めます。

カ. 保管中農産物補償共済

- ① 収穫共済の加入推進と併せて保管中農産物補償共済について周知を図ります。
- ② 保管中農産物について、JA共済等の類似保険への加入状況を確認し、農業者にとってメリットのある加入を推進します。

キ. 収入保険

- ① 統括センター及び支所を含めた全道レベルの「収入保険推進協議会」を開催し、加入推進方針や方策を策定するとともに、関係機関に対し加入推進の協力要請を行います。また、収入保険加入推進支援事業を有効活用し加入の拡大を図ります。
- ② 農業者リストを基に、農林水産省の助言や関係機関等の協力を得ながら、継続加入者の完全確保と未加入者への戸別訪問等による新規引受の獲得に努めるとともに、農業共済加入者で収入保険に加入する方のメリットが大きい加入者には収入保険への移行を積極的に勧めます。

なお、加入推進は、農業共済と併せ効率的に行います。

- ③ 補償の充実のため、最高補償割合と支払率での加入を勧めます。
- ④ 収入保険と野菜価格安定制度との同時利用期間が1年間から2年間に延長されたことを農業者に積極的に周知し、加入の拡大を図ります。

(2) 農業保険の適正実施

コンプライアンス基本方針に基づき、要綱等を遵守し、制度研修会を通じて職員個々が制度の理解を深め、農業保険の適正な実施に取り組みます。

また、JA等集荷取扱業者に対して売渡数量等データの早期提示協力を求め、共済金の早期支払いに努めます。

なお、農業共済事業ニーズ調査を通じて、未実施品目及び引受方式等の追加導入の検討を実施します。

ア. 農作物共済

- ① 経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引受の誤り防止に努めます。
- ② 作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関と連携の上、概況把握に努めます。
- ③ 半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程を樹立し、実測調査を適正に実施します。
- ④ 農作物共済に係り被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及び一筆全損耕地又は一筆半損耕地を有する組合員について、共済金の仮渡しを都度実施します。

イ. 家畜共済

- ① 事務取扱要領に基づいた適正な「個体評価基準」を定め、適正な価額の範囲で引受します。
- ② 事故発生状況を分析し、情報の共有を図り損害防止に努めます。
- ③ 損害認定準則に基づく適正な損害評価を実施するとともに、廃用認定基準や免責基準等により公正公平な取扱いに努めます。
- ④ 病傷事故診断書等の審査を実施し、病傷給付基準に基づく適正取扱いに努めます。
- ⑤ 職員実務研修等を通じて適正な病傷給付・廃用認定の取扱いに努めます。

ウ. 果樹共済

- ① 作柄の把握と関係機関からの情報収集及び出荷団体からの協力を得て、共済事故の早期把握に努めます。
- ② りんご地域インデックス方式の損害評価については、適切な被害申告がなされるよう加入者に周知徹底を図り、迅速かつ適正な損害評価及び共済

金の早期支払いに努めます。

エ. 畑作物共済

- ① 経営所得安定対策に係る畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するとともに、農業再生協議会と密接な連携を図り、引受の誤り防止に努めます。

また、畑作台帳を整備の上、連作の有無及び作付け基準に基づいた輪作体系を確認し、引受の適正化を図ります。

- ② 作柄・被害概況調査を実施するとともに、突発災害においても関係機関と連携の上、概況把握に努めます。
- ③ 半相殺方式について、作物の熟期を的確に把握した損害評価日程を樹立し、実測調査を適正に実施します。
- ④ 畑作物共済に係り被害が既に判明している引受全耕地を転作した組合員及びてん菜特定被害組合員について、共済金の仮渡しを都度実施します。

オ. 園芸施設共済

- ① 施設の設置状況や被覆実態に基づく異動通知を徹底し、適正引受に努めます。
- ② 適正評価と早期修復による施設内農作物保全のため、加入者からの速やかな損害通知の徹底を図り、迅速な損害評価を行います。

カ. 保管中農産物補償共済

事務取扱マニュアルに基づき、適正な引受及び損害評価を実施します。

キ. 収入保険

- ① N O S A I 全国連との業務委託契約の遂行にあっては、秘密保持基準に則り、適正な業務を実施します。
- ② 職員を対象に研修会を開催し、実務知識向上及び秘密保持等の正しい理解を図ります。
- ③ 加入者に対し、つなぎ資金の貸付制度を十分に説明し、保険金等の支払いが見込まれる加入者には、制度の有効活用を勧めます。

ク. 損害評価会の運営方策

農業共済の適正運営を期するため、必要的都度、損害評価会及び各部会を開催し、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済の各部会に対しては、損害評価の適正化、損害認定、事故の取扱い及び損害防止についての意見を求める。

また、損害評価会委員は、全道的な見地を持ち、かつ農業改良・技術普及指導及び災害・事故要因を客観的に把握できる学識経験者を選任するほか、北海道の主要農畜産物である農作物、畑作物及び家畜については、生産現場

からの視点で被害・事故要因に対する意見を聴取するため、生産者を委嘱します。

<部会の開催計画>

区分	委員数	開催計画
農作物共済部会	9名	農作物損害評価高の審議（7月・11月・12月・3月）
家畜共済部会	10名	家畜個体評価基準及び廃用家畜肉皮等残存物価額基準単価等についての審議（6月・11月）
果樹共済部会	4名	果樹損害評価高の審議（6月・11月）
畑作物共済部会	9名	畑作物損害評価高の審議（7月・12月・1月・3月）
園芸施設共済部会	4名	園芸施設共済事故に対する審議（3月）

(3) 損害防止事業の効果的実施

農業生産技術の進展に伴い、生産過程で発生するリスクの低減に寄与するため損害防止用農業機械貸付事業及び家畜損害防止事業を円滑に進めるほか、関係機関との連携強化を図りながら効果的な損害防止事業を実施します。

ア. 農作物共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済及び収入保険

農業保険加入者が行う農産物の病害虫による損害の未然防止と安全で高品質な農産物の生産性向上等、損害防止事業の充実・強化のため、組合が定める「防除等機械貸付規則」に基づき損害防止事業を行います。

<貸付計画>

区分	機種等	令和4年度計画	
水稻	水稻自走式動力噴霧機（ブーム別）	—	—
水稻	水田除草用ラジコンボート	3台	3,087千円
水稻	田植機（防除等の機能を有するもの）	—	—
麦・畑作物	麦畑作走行式動力噴霧機（ブーム型）	17台	112,999千円
水稻・麦・畑作物	融雪剤散布機	—	—
水稻・麦・畑作物	レーザーレベラー	—	—
水稻・麦・畑作物	無人航空機（無人ヘリ及びドローン）	1台	2,539千円
園芸施設	園芸施設用除雪機	2台	5,660千円
園芸施設	園芸施設用動力噴霧機	1台	675千円
合計		24台	124,960千円

イ. 家畜共済

① 特定損害防止事業

繁殖障害、乳房炎、牛伝染性リンパ腫を中心に、損害防止事業計画を策定し、特定損害防止事業実施要領に基づき適切に実施します。

<特定損害防止事業実施計画>

区分	乳用牛	肉用牛	豚	合計
指示頭数	143,478頭	9,119頭	1,145頭	153,742頭
事業費	427,689千円	25,560千円	1,008千円	454,257千円

② 一般損害防止事業

統括センターごとに業務勘定及び積立金の状況を勘案し、旧組合の事業内容を基本に、疾病の未然防止、拡大防止に努めます。

<一般損害防止事業実施計画>

区分	牛	馬	豚	合計
予定頭数	120,294頭	1,488頭	20頭	121,802頭
事業費	212,417千円	9,246千円	17千円	221,680千円

(4) コンプライアンス態勢及びガバナンスの強化による執行体制の整備

農林水産省が示す「農業共済団体に対する監督指針」を踏まえ、組織運営の透明性及びガバナンスの強化を図り、内部牽制機能が十分に発揮できる新組合の体制づくりに努めます。

ア. 組織運営体制

① 総代会

業務報告書、事業計画書を承認する意思決定機関として通常総代会を令和4年5月31日に開催します。

また、必要に応じて臨時総代会を開催します。

② 理事会

組織運営並びに制度及び事業の適正実施を期するため、定款及び理事会運営規則に基づき理事会を定期的に開催します。

また、理事会の下に各種専門委員会を設置し、部門ごとの課題を検討します。

③ 組合運営会議

事業計画骨子の策定及び事業運営上の課題解消に向けた方針等を定めるため、正副組合長、統括理事、員外理事（学識経験者）による組合運営会議を開催します。

④ 監事會

組合の健全な運営を期するため、定款及び監事監査規則に基づき監事會を適時に開催し、監査方針、監査計画等の協議を行い、的確な監査を実施します。

また、公認会計士を員外監事（学識経験者）に選任し、会計監査等の強

化に努めます。

⑤ 内部監査

会計や業務運営の適正実施に係り、内部監査室による内部監査を実施し、内部牽制機能の強化を図ります。

イ. コンプライアンス態勢の強化

組合員からの信頼に応えるため、法令・定款・諸規則等に沿った業務運営の実行に向け、コンプライアンス規則の遵守とコンプライアンスプログラムの確実な実践に努めます。

また、コンプライアンス研修会を全役職員が受講することとします。

ウ. 事務執行体制

新組合発足当初は大きな混乱を避けるため、旧5組合の現地執行体制と連合会機能の速やかな承継による本所機能の強化を基本に、本所については札幌市（旧連合会）に置き、参事統括のもと、総務・人事・農作・家畜の4部とシステム推進・内部監査の2室の機構とします。

また、旧5組合の本所を統括センター（みなみ、道央、十勝、ひがし、オホーツク）とし、みなみ統括センターに5支所、道央統括センターに9支所、十勝統括センターに6支所、ひがし統括センターに6支所、オホーツク統括センターに3支所を配置し、支所の下に家畜診療所及び出張所を置き従前同様の業務執行体制を築くこととします。

さらに、職員にあっては、職制規則等の遵守による職務権限と役割を明確にし、部署間の連携を図りながら、組合業務の適正な遂行に努めます。

【組織機構図は別紙のとおり】

（5）組織運営基盤の強化

将来に亘り安定的な組合運営に資するため、農業保険の普及・定着に向けた取り組みに配意するとともに効率的な事務処理及び職員の育成に努めながら、合併のスケールメリットを活かした経営基盤の強化を図ります。

ア. N O S A I 部長及び損害評価員との連携

組合員とN O S A I 役職員とのパイプ役として、各地域にN O S A I 部長を委嘱し、共済事業の推進、その他日常組合業務の連絡協調を図ります。

また、各地域に損害評価員を委嘱し、地域の損害評価を適正かつ円滑に実施します。

イ. 広報・広聴活動体制整備及び広報媒体の効果的活用

農業保険の普及・定着に資するため、組合広報紙を定期的に発行するほか、ホームページ・農業共済新聞・S N S 等広報媒体ごとの特性を活かし、制度

の動向、組合の運営状況を提供します。

また、地区別懇談会の開催、組合員や地域の集団等への勉強会・研修会等を適宜開催し、農業保険の役割や制度の理解を深めるための接点強化に努めます。

ウ．リスク管理体制の強化

組合の業務遂行に影響を与えるリスクを把握し、役職員全てがリスク管理の担い手であることを認識した上で、適切なリスク管理を実施します。

エ．人材育成及び人事評価

人材育成ビジョンを策定し、求められる人材像に向けて、人事評価制度、職場内研修（OJT）及び外部研修（OFF-JT）を組合わせながら、中長期的に職員を育成することとします。

また、職員個々の能力や実績等を把握し、適材適所の人事配置を行います。

オ．情報システムの効果的な運用

情報資産を適正に保護、管理するため情報セキュリティポリシーに基づき、情報処理管理体制及び各種セキュリティ対策の強化を講じます。

各事業システムにおいては、適正管理及び円滑な運用に努めるほか、効率的かつ合理的な事務処理及び業務の的確な遂行に資するため、学習管理システム、電子決裁システム及び勤怠管理システム等の導入並びに運用を図ります。

カ．家畜診療所の運営

家畜診療所運営規則に基づき、地域家畜診療施設の拠点として、診療業務と損害防止活動を実施し、家畜衛生並びに酪農・畜産農家の経営安定を支援します。

このために、畜産関係団体との連携や、講習研修会等への参加等を通じて技術職員の知識と技術の向上を図ります。

また、地域における家畜診療所が果たす社会的役割を踏まえ、家畜診療所のより効率的な運営を実現するべく、統括センター単位で効率運営に向けた収支を検証するほか、経営改善のための会議・研修会により課題解決を図ります。

なお、新規獣医師の採用確保については、臨床実習等を利用したインセンティブを実施するほか、インターネットやWEB面談、SNS等を有効利用し、地域農業や職場の魅力を発信するとともに、獣医学系大学と積極的に連携を図り、志望学生の確保に努めます。

キ．「安心の未来」拡充運動の積極的展開

最終年となる本運動の積極的な展開を図り、「備えあれば憂いなし」の理

念のもと、行動スローガン「より広く、より深く、農家のもとへ」を実践するとともに、農業共済と収入保険を一体的に普及推進し、すべての農業者にNOSAIのネットワークを広げます。また、関係機関との連携を密にし、新たな農業政策に対応するとともに、特に収入保険の推進体制を強化するために、関係機関及び各種団体との更なる連携強化に努め、必要な情報を提供するなど、農業者との信頼関係の構築を図り、運動目標の達成を目指します。

ク．余裕金の運用

余裕金の運用については、国が示す指導事項を遵守した余裕金運用基本方針を策定した上で、定期（譲渡性）預金及び有価証券による運用を行い、有価証券については償還年度別の償還額及び債券種別の構成（ポートフォリオ）に配意するなど、安全性と換価性を最優先とした運用を図ります。

ケ．国事務費負担金等の確保

農家負担の軽減に繋がる共済掛金国庫負担金等及び農業保険の円滑な運用に必要な国事務費負担金等の国予算確保に向け、全国のNOSAI団体と連携し、要請を行います。

（6）合併に伴う諸課題への対応

合併に伴う諸課題にあっては、新組合の最重点事項に位置づけ、中長期計画樹立のもと、各課題に対する対処方法を検討し、改善に努めます。

ア．事務費賦課金単価の設定

事務費賦課金単価については旧5組合間の差は大きく、5組合の最低単価まで引き下げた場合、新組合の運営に支障をきたすため、設立当初は旧組合の単価を引き継ぐこととしますが、毎年度検証し、3年ごとに見直しを行い、段階的に引き下げていくことを目標とします。

イ．診療諸料金等の基準

家畜診療所は地域の実情を踏まえて運営してきたことから、旧5組合間の諸料金の格差は大きく、5組合の最低単価まで引き下げた場合、家畜診療所の運営に支障をきたすため、当分の間、旧組合単位での運営を基本とし、諸料金については、旧組合診療所が運営可能な単価を設定し、その単価を引き継ぎますが、適宜検証・見直しを行うこととします。

人工授精料金については、獣医師主体と授精師主体の地域の人員費が異なること等を考慮の上、人工授精収支の検証を行い、料金設定を検討します。

ウ．職員の採用及び適正配置

業務職員にあっては、新組合発足から5年後の令和9年度までの定年退職者の割合が全体の約15%となるため、計画的な採用が必要になりますが、ほ

場調査等が激減した制度改正の効果やシステムの導入による業務効率化により業務軽減が図られることが見通せることから、合理化を進める前提で定年退職者の半数程度の人員補充を計画します。

なお、職員の人員配置については、発足当初は現行の機能を維持するために原則、旧連合会・5組合体制の配置を基本としますが、業務量の適正化・効率化をはかりつつ、人員配置の検討を行います。

また、獣医師職員にあっては、不足人員の確保に尽力し、適正な人員配置を目指します。

エ. 家畜一般損害防止事業の展開

家畜一般損害防止事業にあっては、旧組合間で実施する財源や事業内容が異なっているため、合併後3年間は予算の範囲内で旧組合の事業内容を基本としますが、新組合としての一般損害防止事業のあり方を精査・検討した上で、実施していきます。

(7) 予算統制

業務収支予算に基づき、適正な予算執行を行い、常に経費の節減に努めるとともに収支の実態を把握し、財務の健全化・効率的な運営を図るよう予算統制を行います。また、定款、経理処理要領、経理規則に基づき、適正な経理処理を行います。

(8) 固定資産の取得及び処分の計画

【取得計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	金額	備考
1	みなみ	後志支所	構築物	診療所 9連棟車庫	10,523千円以内	
2	みなみ	後志支所	構築物	診療所外構工事	25,212千円以内	
3	みなみ	石狩支所	建物	北部家畜診療所車庫 10棟	9,113千円以内	
4	みなみ	日高支所	構築物	家畜高度医療センター研修寮舎 装工事	858千円以内	
5	道央	中空知支所	建物	空知家畜診療所建設	120,000千円以内	
6	道央	宗谷支所	建物	事務所増築・会議室改修	20,000千円以内	
7	道央	宗谷支所	建物	職員住宅 2戸	40,000千円以内	
8	道央	宗谷支所	構築物	宗谷南部家畜診療所外構工事	6,000千円以内	風烈布
9	道央	上川中央支所	建物	車庫 10棟	7,150千円以内	
10	道央	留萌支所	建物	車庫 15棟	10,725千円以内	
11	道央	宗谷支所	建物	車庫（北部） 16棟	11,440千円以内	
12	道央	宗谷支所	建物	車庫（中部） 12棟	8,580千円以内	
13	道央	宗谷支所	建物	車庫（南部） 10棟	7,150千円以内	
14	道央	南空知支所	建物	宿直室設置	900千円以内	
15	道央	留萌支所	建物	住宅物置（北部）	350千円以内	幌延町字間寒別
16	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（北部）	750千円以内	稚内市大字抜海 村
17	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（中部）	814千円以内	浜頓別町頓別
18	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（南部）	770千円以内	枝幸町旭ヶ丘
19	道央	宗谷支所	建物	住宅物置（中部）	400千円以内	浜頓別町歌登桧 垣町
20	道央	空知中央支所	構築物	駐車場舗装	3,000千円以内	
21	道央	南空知支所	構築物	駐車場舗装補修・拡張	3,300千円以内	
22	十勝	鹿追家畜診療所	土地	事務所用地	15,500千円以内	雑種地（2筆、 5,000m ² ）
23	オホーツク	興部支所	建物	手術室 LED	1,650千円以内	雄武
24	オホーツク	湧別支所	建物	手術室 LED	2,750千円以内	湧別
25	オホーツク	湧別支所	建物	手術室 LED	1,320千円以内	遠軽
26	オホーツク	湧別支所	建物	手術室 LED	1,760千円以内	佐呂間
27	オホーツク	統括センター	建物	手術室 LED	3,630千円以内	北見
28	オホーツク	大空支所	建物	手術室 LED	2,310千円以内	女満別
29	オホーツク	興部支所	建物	車庫（7棟）	6,160千円以内	雄武
30	オホーツク	興部支所	建物	車庫（3棟）	2,640千円以内	興部

【取得計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	金額	備考
31	オホーツク	興部支所	建物	車庫（9棟）	7,920千円以内	紋別
32	オホーツク	湧別支所	建物	車庫（6棟）	5,280千円以内	湧別
33	オホーツク	湧別支所	建物	車庫（5棟）	4,400千円以内	遠軽
34	オホーツク	湧別支所	建物	車庫（5棟）	4,400千円以内	佐呂間
35	オホーツク	統括センター	建物	車庫（3棟）	2,640千円以内	北見
36	オホーツク	大空支所	建物	車庫（1棟）	880千円以内	小清水
37	オホーツク	統括センター	建物	身体障害者用トイレ増設	5,302千円以内	北見

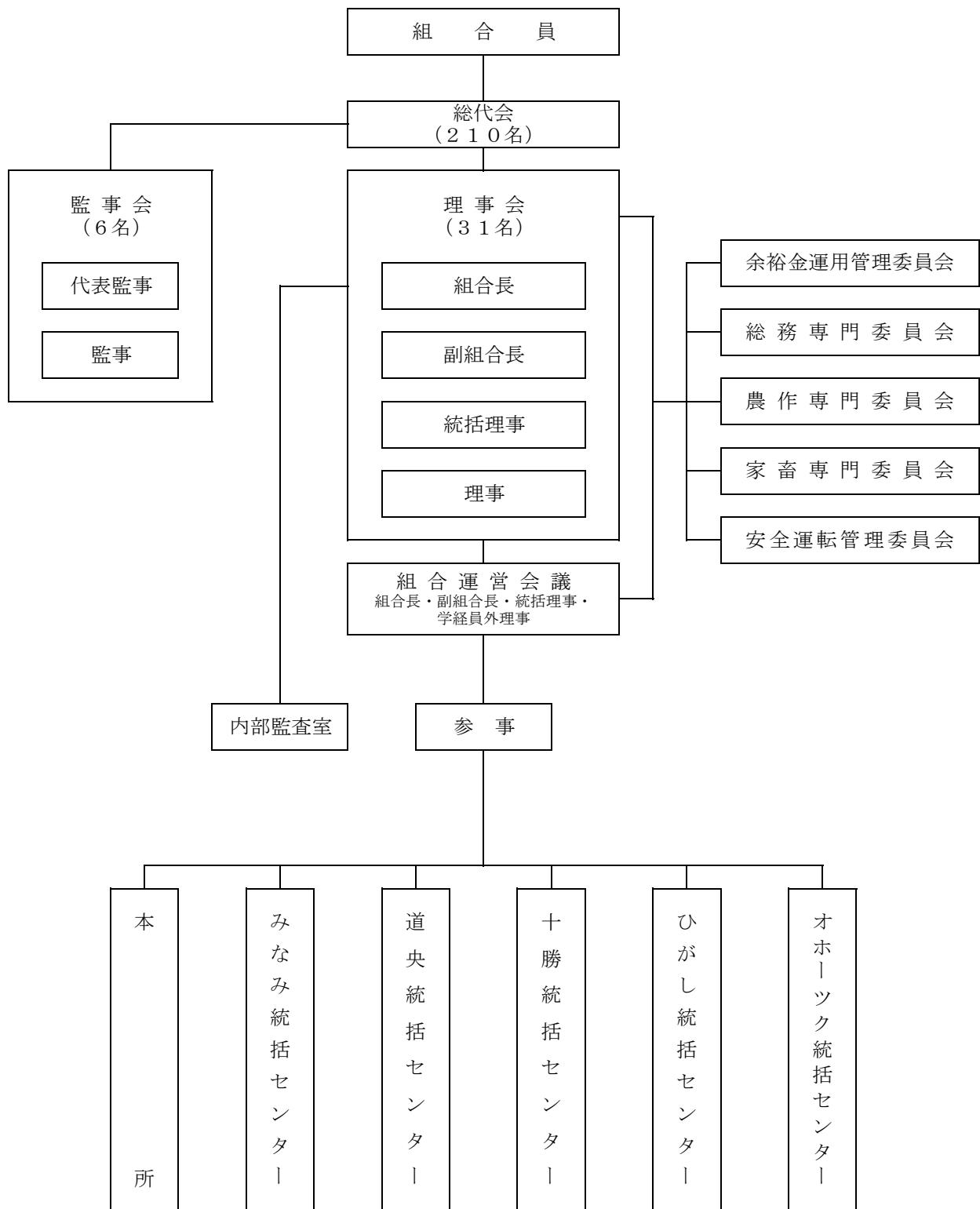
【処分計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
1	みなみ	道南支所	建物	旧道南支所事務所	昭和47年12月31日	函館市宮前町33-13 (269.72m ²)
2	みなみ	いぶり支所	土地	公宅用地	昭和45年9月1日	安平町早来北町51-18 (993.0m ²)
3	みなみ	いぶり支所	建物	公宅	昭和46年12月29日	安平町早来北町51-18 (75.350m ²)
4	みなみ	いぶり支所	建物	公宅	昭和46年12月29日	安平町早来北町51-18 (75.350m ²)
5	みなみ	日高支所	建物	公宅	昭和45年5月1日	日高町厚賀町81-1 (74.52m ²)
6	みなみ	日高支所	建物	公宅	昭和55年9月10日	様似町緑町 137(83.04m ²)
7	みなみ	日高支所	建物	公宅	平成15年10月1日	えりも町字大和243-86 (83.64m ²)
8	みなみ	日高支所	建物	物置	昭和59年3月31日	新ひだか町三石東 蓬萊200 (9.9m ²)
9	道央	中空知	建物	実測調製センター	昭和59年9月6日	滝川市江部乙町 (152.42m ²)
10	道央	北空知支所	建物	実測調製センター	昭和56年7月30日	深川市メム (167.95m ²)
11	道央	上川北支所	建物	実測調製センター	昭和57年4月1日	士別市 (1,115.8m ²)
12	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（北部）	昭和63年11月2日	稚内市大字抜海 村 (15.67m ²)
13	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（中部）	昭和62年12月28日	浜頓別町頓別 (15.67m ²)
14	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（南部）	昭和62年9月8日	枝幸町旭ヶ丘 (15.67m ²)
15	道央	宗谷支所	建物	住宅車庫（中部）	平成21年10月6日	浜頓別町歌登桧 垣町 (3.6m ²)
16	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成元年12月1日	
17	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成27年10月19日	トイレ改修
18	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成28年10月21日	女子更衣室増改 築
19	十勝	浦幌家畜診療所	建物	事務所兼家畜診療所	平成30年7月30日	診療所プラット ホーム改修
20	十勝	浦幌家畜診療所	建物	物置 (9m ²)	昭和60年7月23日	
21	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫 (9m ²)	昭和60年7月23日	
22	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫 (28m ²)	平成3年9月17日	
23	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫 (34m ²)	平成13年8月27日	
24	十勝	浦幌家畜診療所	建物	車庫 (87m ²)	平成13年8月27日	
25	十勝	浦幌家畜診療所	建物	物置 (8m ²)	平成18年9月21日	
26	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	柵場	平成4年10月30日	
27	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	クレーンアーム	平成12年12月25日	
28	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	看板	平成16年10月21日	
29	十勝	浦幌家畜診療所	構築物	パドック柵	平成24年9月21日	
30	十勝	南部支所	土地	職員住宅用地 (4筆、1,763m ²)	平成5年6月4日	忠類地区

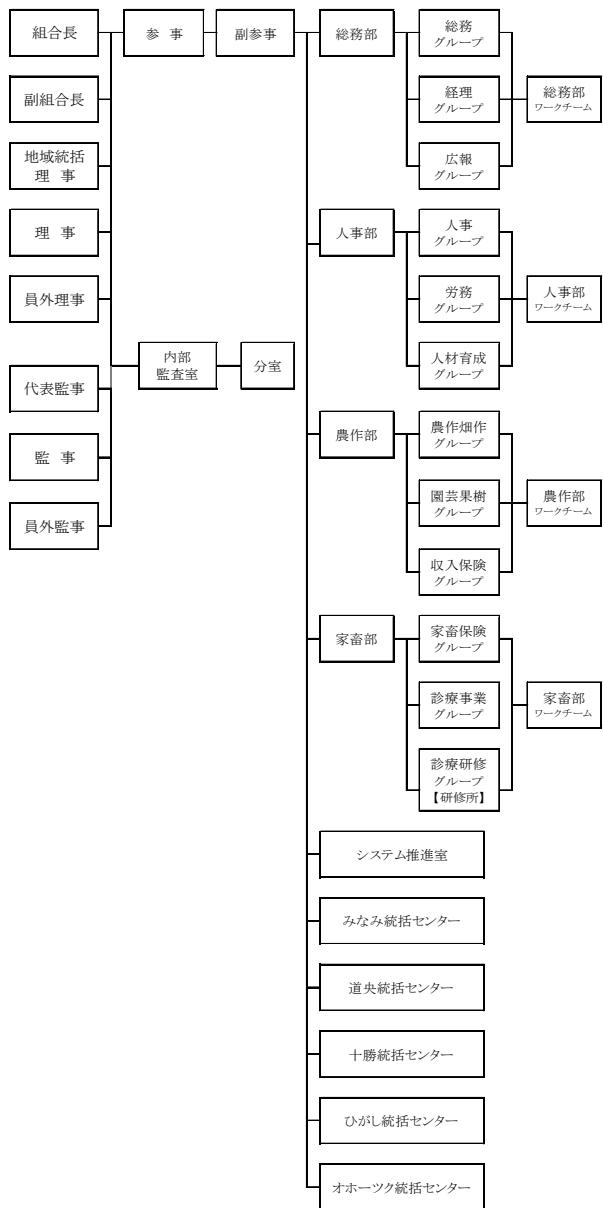
【処分計画】

No.	統括センター	支所等	種類	資産名	取得年月日	備考
31	十勝	南部支所	建物	職員住宅 (79m ²)	平成6年11月15日	忠類地区
32	十勝	南部支所	土地	雑種地 (3筆、1,560m ²)	昭和49年4月30日	中札内地区
33	十勝	西部支所	土地	宅地等 (2筆、1,400m ²)	昭和53年10月2日	清水地区
34	十勝	東部支所	土地	宅地 (436m ²)	昭和56年6月16日	幕別地区
35	十勝	東部支所	建物	職員住宅 (2棟、116m ²)	昭和56年6月25日	幕別地区
36	十勝	東部支所	建物	車庫 (29.16m ²)	昭和56年10月22日	幕別地区
37	十勝	東部支所	建物	物置 (2戸、7.92m ²)	平成14年11月21日	幕別地区
38	十勝	北西部支所	土地	宅地 (3,849m ²)	平成2年1月31日	上士幌地区
39	ひがし	釧路西部	建物	公宅解体206-4	昭和56年3月31日	鶴居
40	ひがし	釧路西部	建物	公宅解体206-8	昭和57年7月26日	鶴居
41	ひがし	釧路西部	建物	公宅解体13-2	昭和60年9月26日	阿寒
42	ひがし	釧路西部	建物	公宅解体13-9	昭和61年7月19日	阿寒
43	ひがし	釧路西部	建物	公宅解体13-12	昭和62年8月7日	阿寒
44	オホーツク	湧別支所	建物	組合有公宅	昭和54年9月17日	佐呂間町宮前町 9 7番地6

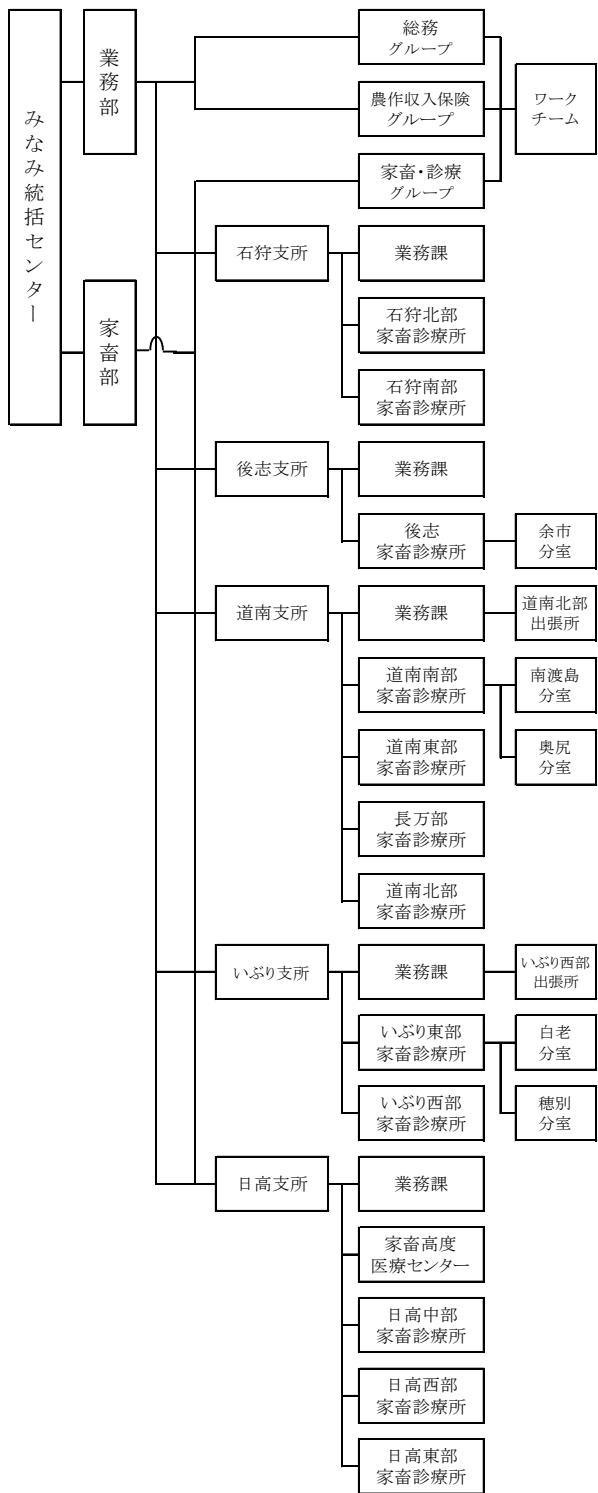
(1) 北海道農業共済組合 機構図



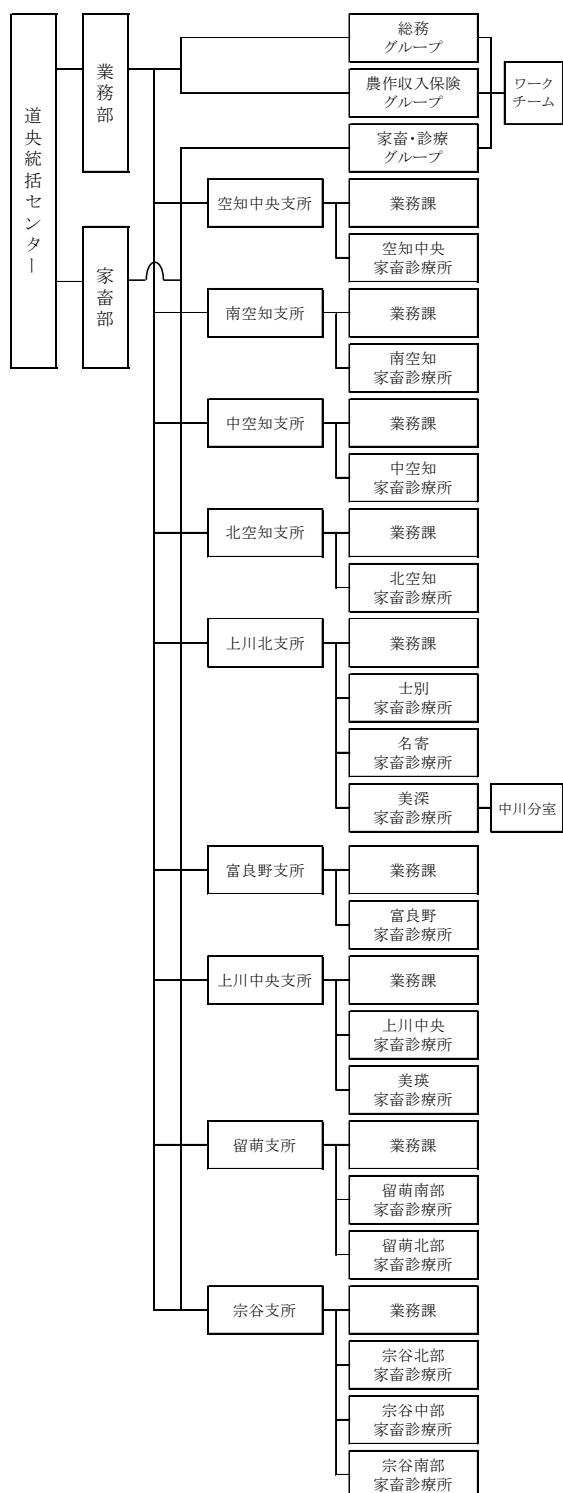
(2) 本所 機構図



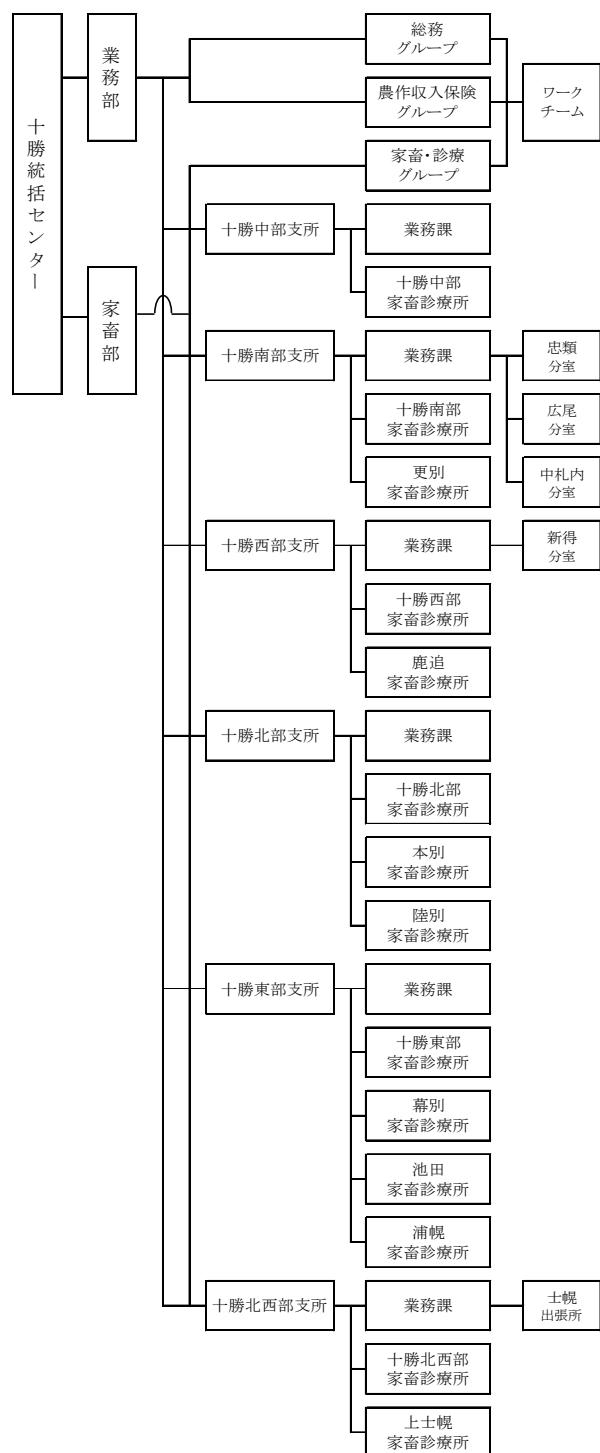
(3) みなみ統括センター 機構図



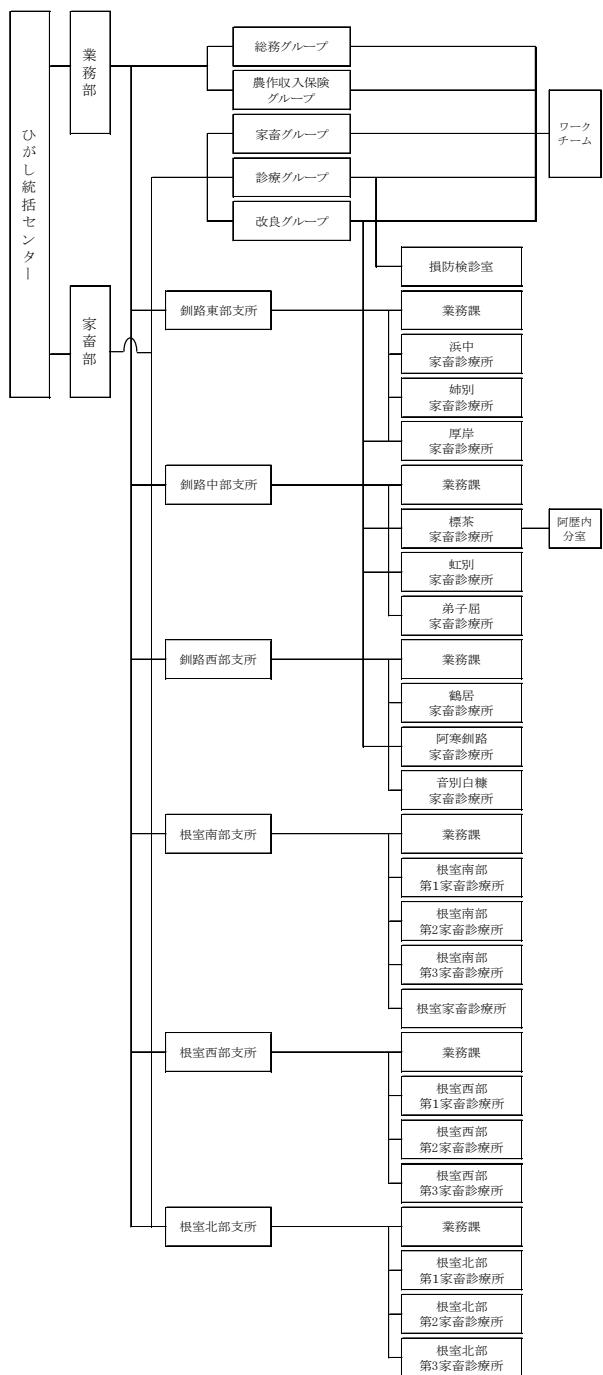
(4) 道央統括センター 機構図



(5) 十勝統括センター 機構図



(6) ひがし統括センター 機構図



(7) オホーツク統括センター 機構図

